

高速実験炉「常陽」
BDBA 資機材用コンテナ等の製作

引合仕様書

令和 7 年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗原子力工学研究所
高速実験炉部 高速炉第2課

1. 概 要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」と記す）大洗原子力工学研究所高速実験炉「常陽」において、「常陽」運転再開に向けた準備遂行のために必要な BDBA 資機材を搭載するためのコンテナ等を製作する。

2. 一般仕様

2.1 契約範囲

- (1) BDBA 資機材用コンテナ等の製作 1 式
- (2) 試験検査 1 式
- (3) 図書の作成 1 式

2.2 図書

(1) 提出図書

図書名	提出時期	部数
① 品質マネジメント計画書	契約後速やかに	2 部
② 工程表	製作着手前	2 部
③ 図書一覧表	製作着手前	2 部
④ 委任又は下請負届（機構指定様式）作業開始 2 週間前まで	一式（下請負等がある場合に提出のこと。）	

(2) 確認図書

図書名	提出時期	部数
① 確認図	製作着手前	3 部
② 試験検査要領書	試験の開始前	3 部

(3) 完成図書

図書名	提出時期	部数
① 試験検査成績書	試験終了後速やかに	2 部
② (2)の完成版	試験終了後速やかに	2 部
③ 試験検査用計器の校正成績書（上記①に含めても可） （トレーサビリティ体系図含む）	試験終了後速やかに	2 部

(4) その他

① 打合せ議事録	打合せの都度	2 部
----------	--------	-----

(5) 提出場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速実験炉部 高速炉第2課

2.3 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速実験炉「常陽」

(2) 納入条件

持込調整後渡し

2.4 納 期

令和9年3月31日

2.5 検収条件

本仕様書の「3. 技術仕様」に定める事項を完了したこと及び完成図書の完納をもって検収とする。

2.6 受注者工場立会検査

有

製品のリリース（出荷許可）については、原子力機構による立会検査の合格をもって与える。

2.7 現場作業

- (1) 現場作業 無
- (2) 核物質防護区域内作業 無
- (3) 放射線管理区域内作業 無
- (4) ナトリウム取扱作業 無

2.8 貸与品

- (1) 関連図面・・・・・・・・・・1式
- (2) その他協議により合意したもの・・・1式

2.9 受注者準備品

- (1) 作業に使用する工具・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
- (2) 検査で用いる測定器具（国家標準までトレースが取れたもの）・・・1 式

2.10 適用法規

- (1) 核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- (3) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
- (4) 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令
- (5) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 2005 年度版（日本機械学会）
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 日本電機工業会規格(JEM)
- (8) 電気規格調査会規格(JEC)
- (9) 道路交通法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 消防関係法令
- (12) その他関連法令、規則、指針及び規格

2.11 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満足した物品を採用すること。
- (2) 本仕様書に定める図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の適用対象であるため、当該基準を満たしたものであること。

2.12 機密保持

- (1) 受注者は、この契約に関して知り得た情報を、第三者に開示、提供してはならない。ただし、受注者が下請負人を使用する場合は、その者に対して機密の保てる措置を講じて必要な範囲内で開示することができる。なお、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供しようとするときは、あらかじめ、書面により原子力機構の承認を得なければならない。

2.13 産業財産権

受注者は、本契約を実施することにより産業財産権の対象となり得る発明、考案または意匠の創作をし、出願するときは、その取扱いについて原子力機構・受注者間で協議するものとする。

2.14 協 議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、別途原子力機構と協議のうえ決定するものとする。

2.15 その他

- (1) 新設品、交換品には、労働安全衛生法施行令で使用が禁止されている石綿を含有する製品は使用しないこと。
- (2) 本作業で使用する電動機器及びエンジン機器は、あらかじめ外観点検や絶縁抵抗測定等の点検を実施し、異常のないことを確認した上で使用すること。
- (3) 受注者は、環境保全に関する法規を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、放射性廃棄物及びその他の廃棄物の低減に努めること。
- (4) 受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。
- (5) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項、設計図書、設計の背景、注意事項等を確実に周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を把握し、品質管理、作業管理、工程管理をはじめとするあらゆる点において、下請業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合には、受注者の責任において処理すること。
- (6) 問題点又は不具合点が発見された場合は、速やかに原子力機構担当者に連絡すること。なお、何らかの対応が必要と判断した場合は、原子力機構と協議の上、以下の措置をとること。
 - ① 現地ででの対応の適否を原子力機構担当者と検討し、現地で対応可能なものは現地で、現地で対応不可能なものは工場等へ持ち帰り修復すること。
工場等、原子力機構外へ持ち出す場合は、原子力機構で規定されている「物品持出票」を提出し問題点または不具合点については、その内容と対応を記録に残すこと。
- (7) 試験検査は、JIS、JEM、JEC 等の公的規格を適用し実施すること。受注者の社内規格を適用する場合は、予め原子力機構の許可を得ること。
- (8) 報告書には、以下を記載すること。
 - ① 検査に使用した計器の名称、型式、計器校正の有効期限を記載すること。また、報告書に、使用した計器のトレーサビリティ体系図及び校正成績書を添付すること。
- (9) 試験検査用計器については、国家標準まで辿れるトレーサビリティ体系に基づき校正されたものを使用すること。この際、トレーサビリティ体系上にある上位計器-下位計器の計測精度、校正有効期限等の関係に齟齬ないことを確認すること。
- (10) 以下に従い写真を撮影し、作業報告書に添付すること。
 - ① 一連の作業状況の写真
 - ② 原子力機構が指示した写真
 - ③ 不具合が生じた場合の状況写真

(11) 受注者は、作業実施前に装置及び作業等の危険要因を評価するためのリスクアセスメントを実施すること。SRA（簡易リスクアセスメント）及びDRA（詳細リスクアセスメント）の何れを実施するかは別途原子力機構と調整すること。ただし、過去に同様の作業を実施した際にリスクアセスメントを実施した場合等、原子力機構が必要ないと判断した場合は、リスクアセスメントを実施しなくてよい。

(12) 可燃性溶剤等を使用する場合は、以下の事項を要領書に記載し遵守すること。

（可燃性溶剤等とは、危険物、有機溶剤、有機塗装、スプレー類、潤滑油、制御油、燃料油、LPG 等である。）

- ・ 要領書の手順に可燃性溶剤等の使用が分かる様に記載すること。
- ・ 防火対策（消火器の位置の確認）を徹底すること。
- ・ 可燃性溶剤等の危険有害要因として取り上げること。
- ・ 噴霧した溶剤等を滞留させない、滞留しやすい場所を避ける、換気を行うこと。
- ・ 周囲に火気等がないことを確認すること。
- ・ スプレー類について、噴射角が広いなど必要以上に噴射していないか、漏れがないか、作業員の指に液が付着しやすくないかの観点から使用前点検を行うこと。
- ・ 持ち込む可燃性溶剤等の名称、種類、量等を要領書へ記載すること。

（現場への持ち込み量は最小限の持込とし、無くなったら補充することとする。）

(13) 公的規格が定められていない材料を使用する場合は、下記の事項を行うこと。

- ① 公的規格が定められていない材料について、材料メーカーでの材料証明書発行に当たり、材料メーカーの品質管理部門等が確認したことを受注者が確認すること。
- ② 公的規格が定められていない材料で直接性能確認ができないものについては、必要に応じ、受注者が元データの確認を行うこと。

(14) 受注者は、検収の日から1年間は、文書の保管を検索し易いように整理して保管場所を決め、常にその所在を明確にしておくこと。

(15) 文書を変更した場合は、旧文書の誤用を防止するよう適切に管理すること。

(16) 本件に関し品質保証監査が行われ、資料の提示等、品質保証監査に協力を求められた場合は、協力すること。また、事故・トラブルが発生した際には、特別受注者監査を実施し、その結果に元づき受注者に対して必要な改善を指示することがある。

(17) 受注者は、調達後における保安に関する維持（取扱の注意事項等）又は運用（混載禁止等）に必要な技術情報を提供すること。

(18) 不適合が発生した場合は、受注者が定めた品質マネジメント文書等の手順に従い、以下の項目を含めた受注者不適合発生連絡票にて報告すること。

(i) 不適合の名称

(ii) 発生年月日

(iii) 発生場所

(iv) 事象発生時の状況

(v) 不適合の内容

(vi) 不適合の処置方法及び処置結果

(19) 受注者は安全文化を育成するために、受注者内で定めた安全管理仕様等を遵守し、毎日の作業開始前には TBM/KY 活動を行い、作業に関係する全員に当日の作業内容を周知したうえで作業を行うこと。

(20) 製品を調達する際には、納品書等の提出を要求し、仕様や員数が適切であることを確認できるようにすること。また、性能要求があるものはそれらに加えて試験検査成績書を提出させること。

(21) 工場から現地までの運搬の際には、トレーラー等への固縛を確実に行うこととし、搬送途中での転倒防止を図ること。

2.16 受注者の責務

受注者は、本仕様書及びその他の付属文書等に定めるところに従い、本仕様書に定める受注者の責務を誠実に遂行すること。

2.17 個人情報の保護

本契約で得られた個人情報は、本契約以外の目的に使用しない。

3. 技術仕様

高速実験炉「常陽」における BDBA 事象発生時に用いる機器を収納し、「常陽」で有する脱着車等を用いて必要箇所へ運搬できるコンテナ等を製作する。なお、その内訳は下記の通りとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 空気充填搬送用コンテナ | 1 台 |
| ② 乾燥砂消火球搬送コンテナ | 4 台 |
| ③ 特殊化学消火剤搬送用コンテナ | 1 台 |
| ④ 乾燥砂搬送用平ボデー | 5 台 |
| ⑤ フレキシブルホース搬送用平ボデー | 1 台 |
| ⑥ 各コンテナ用カバー | 6 枚 |
| ⑦ 各平ボデー用カバー | 6 枚 |
| ⑧ 各コンテナ用積載品 | 1 式 |

3.1 仕様及び検査

- (1) 空気充填搬送用コンテナ（帝国繊維社製 相当品可） 1 台

- ・寸法 : 全長 約 4,740mm
: 全幅 約 2,255mm
: 全高 約 1,950mm
- ・型式 : TT-J-010-C
- ・アルミ製箱型とし運搬車積載時の振動や固定具への締め付けに耐える構造とすること。
- ・機構所有の HIAB 製脱着装置 (XR7J) で取扱うため、当該機器との互換性を有していること。
- ・底部に運搬車に確実に固定するための装置を設け、荷下ろし用車輪を設けること。
- ・コンプレッサー積載位置床面にラッシングレールを設けること。
- ・積載品や収納物の荷崩れ防止用に固定具等を設けること。
- ・床面に水抜き穴を設けること。
- ・内部には間仕切り板等を設け、積載品が体裁よく収納でき、容易に取り出せること。
- ・空気ポンペを収納可能なラックを設けること。
- ・後面は両開きの観音扉を設けること。
- ・左右側面扉は、次の通りとする。
 - ① 左右各 3 個のシャッタ扉を設けること。
 - ② 開閉は、ローラ巻取式又はオーバースライダ式とすること。
 - ③ シャッタ固定装置は、ワンタッチで操作できるものとすること。
- ・後部に取り外し可能なスロープを設け積載物の出し入れが可能である構造とすること。
- ・積載物及びコンテナを含めて総重量は 5,800kg 以下とすること。

- ・ 外観図（サンプル）は別紙参照とする。
- ・ 以下積載品をすべて収納できること。

積載品

番号	品名	数量	備考
1	空気充填コンプレッサー	3 台	パウアー製 MARINER M200-B
2	空気ボンベ	66 個	
3	空気呼吸器	4 式	
4	防火衣	2 式	
5	車輪止め	2 個	コンテナ用（2 個/台）

【検査】

1) 員数検査（工場・現地）

- ・ 仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。

2) 外観検査（工場・現地）

- ・ 目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。

3) 寸法検査（工場）

- ・ 主要寸法が確認図及び試験検査要領書に記載された許容値内であることを確認する。

4) 組合せ検査（工場）

- ・ 脱着車等と組み合わせてコンテナの積み込み、積み下ろしが干渉することなく実施できることを確認する。

(2) 乾燥砂消火球搬送用コンテナ（帝国繊維社製 相当品可） 4台

- ・ 寸法：全長 約 4,740mm
：全幅 約 2,255mm
：全高 約 2,350mm
- ・ 型式：TT-J-O11-C
- ・ アルミ製箱型とし運搬車積載時の振動や固定具への締め付けに耐える構造とすること。
- ・ 機構所有の HIAB 製脱着装置（XR7J）で取扱うため、当該機器との互換性を有していること。
- ・ 底部に運搬車に確実に固定するための装置を設け、荷下ろし用車輪を設けること。
- ・ 積載品や収納物の荷崩れ防止用に固定具等を設けること。
- ・ 床面に水抜き穴を設けること。

- ・後面は両開きの観音扉を設けること。
- ・内部両側面に積載品を固定するラッシングレールを 4 段取付けること。
- ・後部にスロープを設けカーゴ台車の出し入れが可能である構造とすること。
- ・積載物及びコンテナを含めて総重量は 5,800kg 以下とすること。
- ・外観図（サンプル）は別紙参照とする。
- ・以下積載品を 4 台のコンテナに収納できること。

積載品

番号	品名	数量	備考
1	乾燥砂消火球	1100 箱	海上災害防止センター製 10 個/箱
2	乾燥砂消火球発射装置	3 台	海上災害防止センター製
3	夏季用ローター	3 個	海上災害防止センター製
4	冬季用ローター	3 個	海上災害防止センター製
5	発電機（インバーター付）	3 台	電源ケーブル含む
6	カーゴ台車	24 台	1100 mm×800 mm×1700 mm
7	車輪止め	8 個	コンテナ用（2 個/台）

【検査】

1) 員数検査（工場・現地）

- ・仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。

2) 外観検査（工場・現地）

- ・目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。

3) 寸法検査（工場）

- ・主要寸法が確認図及び試験検査要領書に記載された許容値内であることを確認する。

4) 組合せ検査（工場）

- ・脱着車等と組み合わせてコンテナの積み込み、積み下ろしが干渉することなく実施できることを確認する。

(3) 特殊化学消火剤搬送用コンテナ（帝国繊維社製 相当品可） 1 台

- ・寸法：全長 約 4,740mm
：全幅 約 2,255mm
：全高 約 2,350mm
- ・型式：TT-J-O12-C

- ・アルミ製箱型とし運搬車積載時の振動や固定具への締め付けに耐える構造とすること。
- ・機構所有の HIAB 製脱着装置（XR7J）で取扱うため、当該機器との互換性を有していること。
- ・底部に運搬車に確実に固定するための装置を設け、荷下ろし用車輪を設けること。
- ・積載品や収納物の荷崩れ防止用に固定具等を設けること。
- ・床面に水抜き穴を設けること。
- ・後面は両開きの観音扉を設けること。
- ・内部両側面に積載品を固定するラッシングレールを 4 段取付けること。
- ・後部にスロープを設けカーゴ台車の出し入れが可能である構造とすること。
- ・積載物及びコンテナを含めて総重量は 5,800kg 以下とすること。
- ・外観図（サンプル）は別紙参照とする。
- ・以下積載品をすべて収納できること。

積載品

番号	品名	数量	備考
1	特殊化学消火剤	50 缶	日本ドライケミカル製 ナトレックス 20W-N 10 kg/缶
2	BDBA 用可搬型ポンプ	1 台	ホース 1 本含む
3	カーゴ台車	6 台	1100 mm×800 mm×1700 mm
4	車輪止め	2 個	コンテナ用（2 個/台）

【検査】

- 1) 員数検査（工場・現地）
 - ・仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。
- 2) 外観検査（工場・現地）
 - ・目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。
- 3) 寸法検査（工場）
 - ・主要寸法が確認図及び試験検査要領書に記載された許容値内であることを確認する。
- 4) 組合せ検査（工場）
 - ・脱着車等と組み合わせてコンテナの積み込み、積み下ろしが干渉することなく実施できることを確認する。

(4) 乾燥砂搬送用平ボデー（帝国繊維社製 相当品可） 5 台

- 寸法 : 全長 約 4,760mm
 : 全幅 約 2,348mm
 : 全高 約 1,570mm
- 型式 : TT-J-O13-C
- 平ボデー型とし運搬車積載時の振動や固定具への締め付けに耐える構造とすること。
- 機構所有の HIAB 製脱着装置（XR7J）で取扱うため、当該機器との互換性を有していること。
- 底部に運搬車に確実に固定するための装置を設け、荷下ろし用車輪を設けること。
- 積載品や収納物の荷崩れ防止用に固定具等を設けること。
- 床面に水抜き穴を設けること。
- 両側面、後面はアルミ製のあおりを設けること。
- あおりの両側面及び床面にラッシングレールを 2 段設けること
- 積載物及びコンテナを含めて総重量は 5,800kg 以下とすること。
- 外観図（サンプル）は別紙参照とする。
- 以下積載品を 5 台の平ボデーに収納できること。

積載品

番号	品名	数量	備考
1	乾燥砂袋	600 袋	5 号袋 25 kg 約 15 t
2	車輪止め	10 個	コンテナ用（2 個/台）

【検査】

- 1) 員数検査（工場・現地）
 - 仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。
- 2) 外観検査（工場・現地）
 - 目視にて外観検査を行い確認図とおりでること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。
- 3) 寸法検査（工場）
 - 主要寸法が確認図及び試験検査要領書に記載された許容値内であることを確認する。
- 4) 組合せ検査（工場）
 - 脱着車等と組み合わせてコンテナの積み込み、積み下ろしが干渉することなく実施できることを確認する。

(5) フレキシブルホース搬送用平ボデー（帝国繊維社製） 1 台

- 寸法 : 全長 約 4,760mm
: 全幅 約 2,348mm
: 全高 約 1,570mm
- 型式 : TT-J-O14-C
- 平ボデー型とし運搬車積載時の振動や固定具への締め付けに耐える構造とすること。
- 機構所有の HIAB 製脱着装置 (XR7J) で取扱うため、当該機器との互換性を有していること。
- 底部に運搬車に確実に固定するための装置を設け、荷下ろし用車輪を設けること。
- 積載品や収納物の荷崩れ防止用に固定具等を設けること。
- 床面に水抜き穴を設けること。
- 両側面、後面はアルミ製のおおりを設けること。また必要に応じてダンパー等を取付けること。
- 積載するフレキシブルホースを最大 5 段に積み上げ固定できる機構を設けること。
- 積載物及び平ボデーを含めて総重量は 5,800kg 以下とすること。
- 外観図 (サンプル) は別紙参照とする。
- 以下積載品をすべて収納できること。

積載品

番号	品名	数量	備考
1	フレキシブルホース	30 本	全長 5m 金具部幅 182 mm
2	車輪止め	2 個	コンテナ用 (2 個/台)

【検査】

- 1) 員数検査 (工場・現地)
 - 仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。
- 2) 外観検査 (工場・現地)
 - 目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。
- 3) 寸法検査 (工場)
 - 主要寸法が確認図及び試験検査要領書に記載された許容値内であることを確認する。
- 4) 組合せ検査 (工場)
 - 脱着車等と組み合わせてコンテナの積み込み、積み下ろしが干渉することなく実施できることを確認する。

(6) コンテナ用カバー SPACE COOL（帝国繊維社製 相当品可） 6枚

- ・箱型コンテナ用カバー 型式： TS-J-001C
- ・コンテナカバーは、各コンテナの寸法に合わせて製作すること。
- ・コンテナカバーは放射冷却素材とし、太陽光と大気からの熱をブロックし熱吸収を抑える機能及び外気へ熱を放射させる仕様とすること。
- ・カバーの色は、SPACE COOL 標準の白色とすること。

【検査】

1) 員数検査（工場・現地）

- ・仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。

2) 外観検査（工場・現地）

- ・目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。

(7) 平ボデー型用カバー TS-J-002C（帝国繊維社製 相当品可） 6枚

- ・平ボデー型用カバー 型式： TS-J-002C
- ・平ボデー型用カバーは、各平ボデーの寸法に合わせて製作すること。
- ・平ボデー型用カバーは、防水幌生地とすること。

【検査】

1) 員数検査（工場・現地）

- ・仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。

2) 外観検査（工場・現地）

- ・目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。

(8) 各コンテナ用積載品

- ・各コンテナには以下積載品を付属すること。

【空気充填搬送用コンテナ】

番号	品名	数量	備考
1	車輪止め	2 個	コンテナ用 (2 個/台)

【乾燥消火球搬送用コンテナ】

番号	品名	数量	備考
1	乾燥砂消火球 SG-CP	1100 箱	海上災害防止センター製 10 個/箱
2	乾燥砂消火球発射装置 SG-SH	3 台	海上災害防止センター製
3	夏季用ローター SG-SM	3 個	海上災害防止センター製
4	冬季用ローターSG-WT	3 個	海上災害防止センター製
5	発電機 (インバーター付) SG-GE	3 台	海上災害防止センター製
6	カーゴ台車 TT-J-00111-C	24 台	1100 mm×800 mm×1700 mm 観音扉・中間棚付き
7	車輪止め	8 個	コンテナ用 (2 個/台)

【特殊化学消火剤搬送用コンテナ】

番号	品名	数量	備考
1	特殊化学消火剤 ナトレックス 20W-N	50 缶	日本ドライケミカル製 10 kg/缶
2	カーゴ台車 TT-J-00111-C	6 台	1100 mm×800 mm×1700 mm 観音扉・中間棚付き
3	車輪止め	2 個	コンテナ用 (2 個/台)

【乾燥砂搬送用平ボデー】

番号	品名	数量	備考
1	乾燥砂袋	600 袋	5 号袋 25 kg 約 15 t
2	車輪止め	10 個	平ボデー用 (2 個/台)

【フレキシブルホース搬送用平ボデー】

番号	品名	数量	備考
1	車輪止め	2 個	平ボデー用（2 個/台）

【検査】

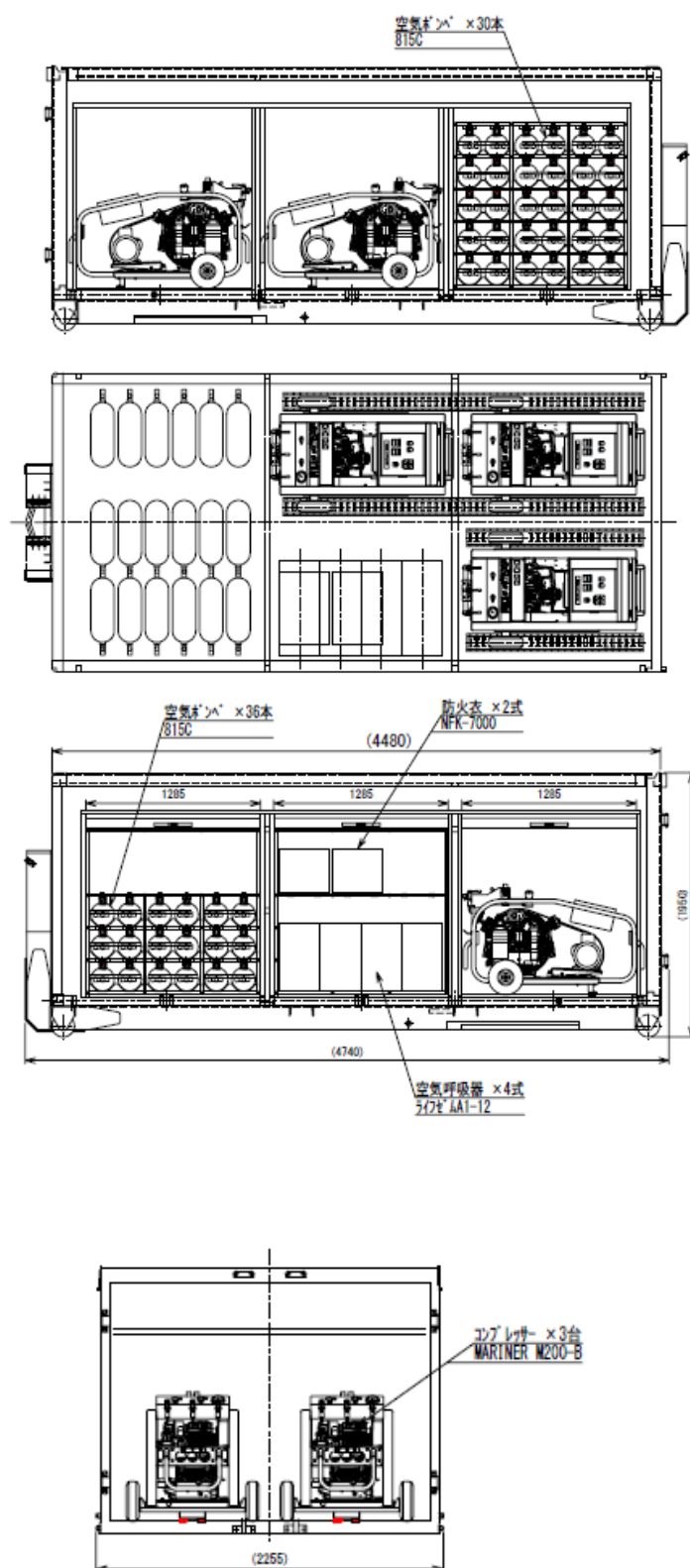
1) 員数検査（工場・現地）

- ・仕様書に定める員数と相違がないことを確認する。

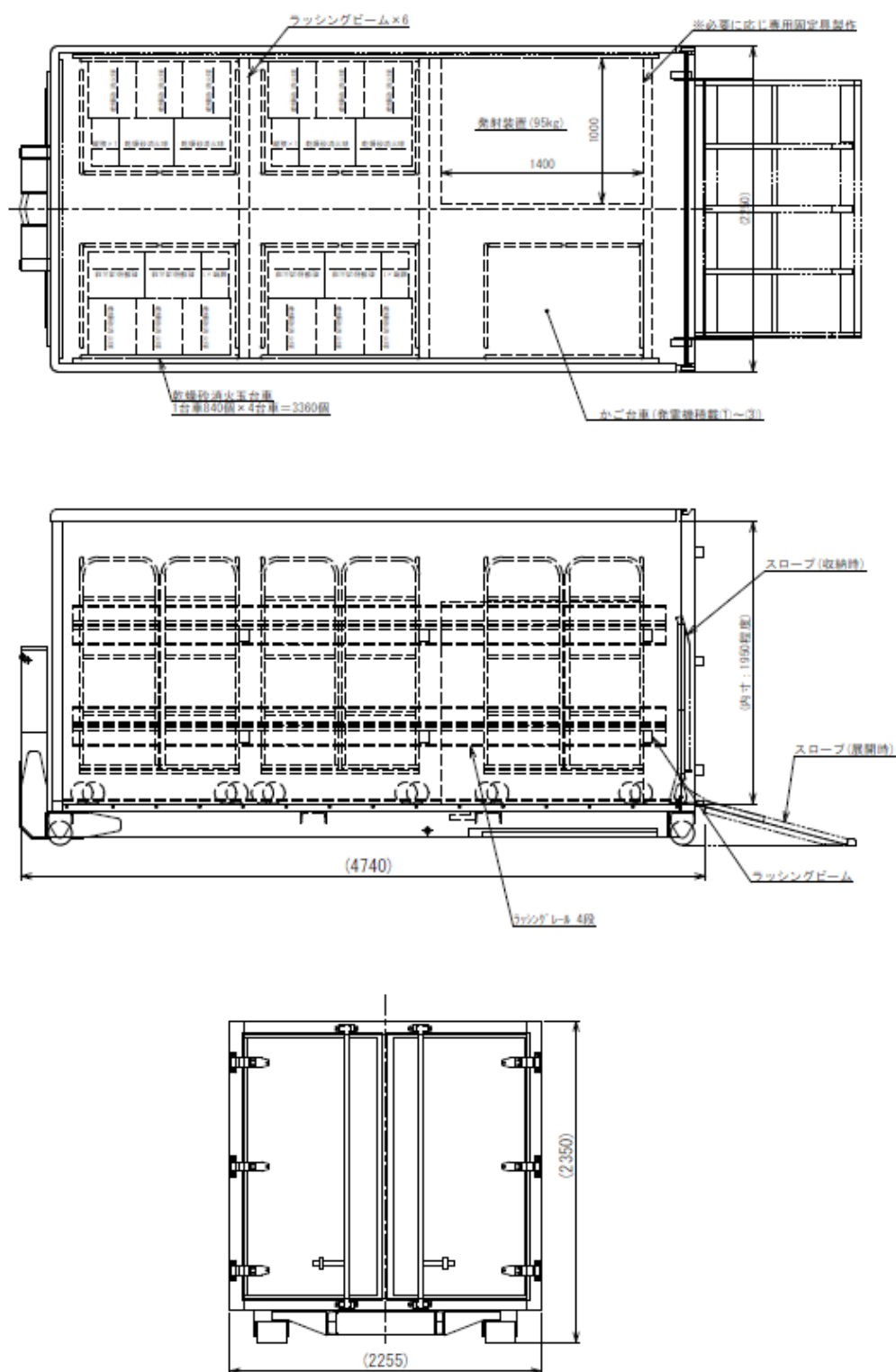
2) 外観検査（工場・現地）

- ・目視にて外観検査を行い確認図とおりであること。また、有害な傷、打痕及び変形等の異常がないことを確認する。

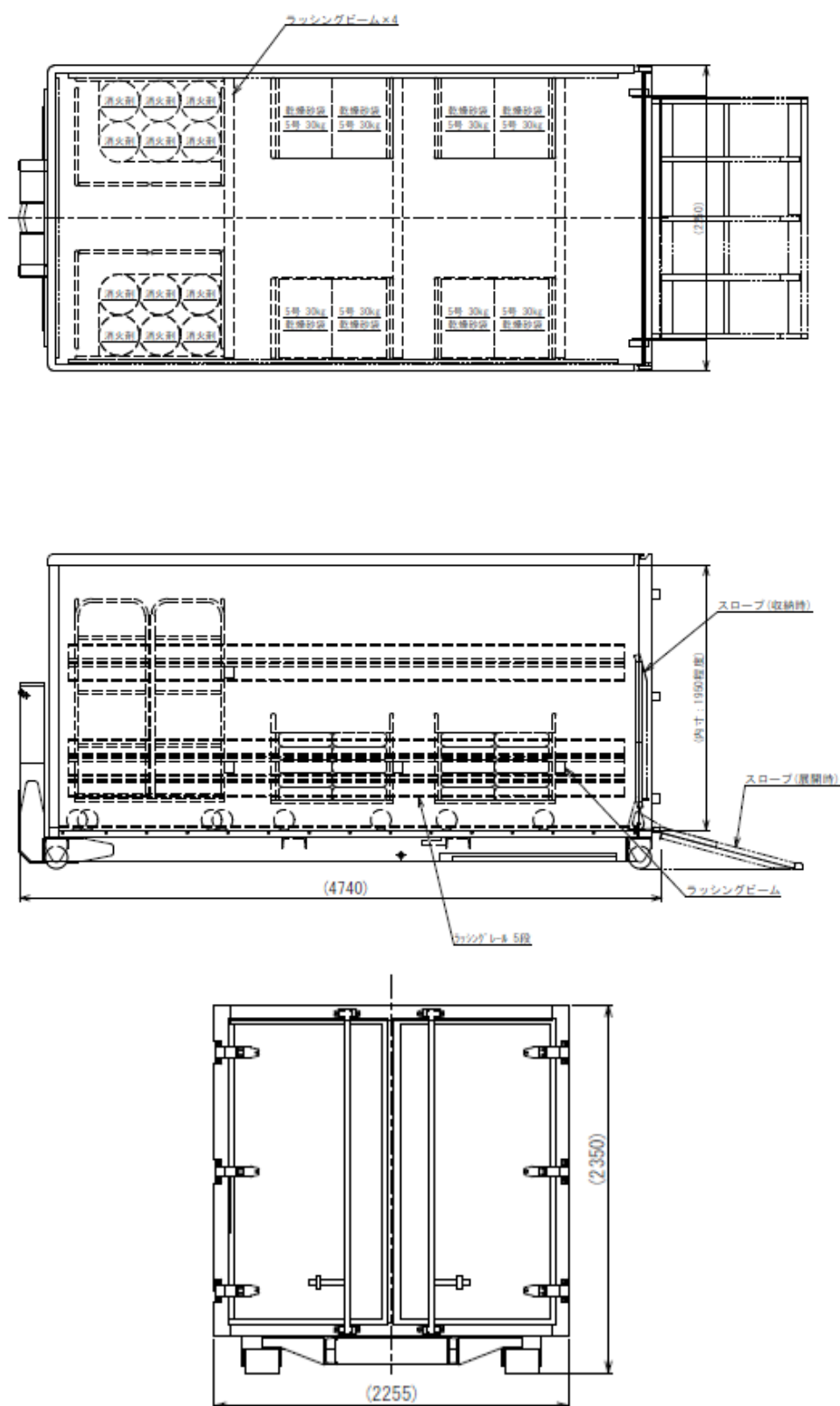
【空気充填搬送用コンテナ】



【乾燥消火球搬送用コンテナ】



【特殊化学消火剤搬送用コンテナ】



【乾燥砂搬送用平ボデー】

